明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一）　一

〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一〇）　二
○食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**六）
○食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**七）
○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**八）
○保安林の指定をする件（**農林水産**七四～九五）
○都市計画に関する件（**国土交通**四三）
○港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者を指定した件（**同**四四）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第三項に規定する廃棄物処理センターの住所及び事務所の所在地を変更した件（**環境**一）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**一）
○道路に関する件（**九州地方整備局**五）　六
○道路に関する件
（**北海道開発局**一、二）

〔人事異動〕
内閣　総務省　外務省　特許庁　海上保安庁　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　三
一般船舶保障契約証明書の無効について（東北運輸局）
法　務
公証人任免（法務省）　三
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（高知労働局最低賃金公示一）　三

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
**会社その他**

## 省　令

**○厚生労働省令第一号**

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の四第一項第四十二号及び第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十七条」を「第百二十八条」に改める。

第六十条の三の見出し中「の請求の勧奨」を「を請求することの求め」に改める。

第九十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　第百二十八条第一項の規定による情報の提供及び勧奨並びに同条第二項の規定による情報の提供の求め

第百二十七条の次に次の一条を加える。

（被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等）

**第百二十八条**　厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる保険給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による情報の提供及び勧奨を適切に行うため、被保険者であった者その他の関係者及び関係機関に対し、被保険者であった者に係る氏名、住所その他の事項について情報の提供を求めることができる。